

財政援助団体等監査

目 次

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	2
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2

財政援助団体（補助金等交付団体）

高知市森林組合	3
---------	---

出資団体

公益財団法人 高知市都市整備公社	6
------------------	---

指定管理者（高知市勤労者交流館）

公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター	8
------------------------	---

高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの (1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの (2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続 (3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続 (4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの (5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの
指導	指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの
意見	(1) 経済性，効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの (2) その他監査委員が，特に要望する必要があると認めるもの
勧告	定期監査等の結果に関する報告のうち，監査委員が，議会，長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの

7 重 高 監 第 3 号

令和 7 年 4 月 11 日

高知市長 桑 名 龍 吾 様
高知市議会議長 平 田 文 彦 様

高知市監査委員 細 川 哲 也
高知市監査委員 金 子 努
高知市監査委員 長 尾 和 明
高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し
ます。

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

令和 5 年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の 7 で定めるもののうち、主として令和 5 年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和 5 年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

財政援助団体（補助金等交付団体）

団 体 名	補 助 金 の 名 称	所 管 課
高知市森林組合	高知市危険木伐採除去事業費補助金	農林水産部 鏡地域振興課

出資団体

出 資 団 体 名	所 管 課
公益財団法人 高知市都市整備公社	都市建設部 都市建設総務課

指定管理者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所 管 課
公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター	高知市勤労者交流館	商工観光部 産業政策課

第2 監査の期間

補助金等交付団体	令和6年8月19日から令和7年3月27日まで
出 資 団 体	令和6年11月8日から令和7年3月27日まで
指 定 管 理 者	令和6年10月1日から令和7年3月27日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金等を所管している課の当該補助金等に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

第4 監査の結果

前述のとおり監査を実施した限り、重要な点において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

しかしながら、一部に改善等を要する事項（5件）が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

また、これらのほかにも、軽易な事項について、改善又は検討を要する事項が見受けられたが、指導事項（8件）として別途指導しているので、留意されたい。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。

財政援助団体（補助金等交付団体）
高知市森林組合

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市危険木伐採除去事業費補助金
(2) 補助金額 1,792,000 円
(3) 所管課 農林水産部 鏡地域振興課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、本市域における適切な森林整備を通じて市民の生命及び財産を保護するとともに森林の有する多面的機能を保全するため、住宅等への倒木となるおそれのある立木等の伐採等を行うものに対して補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和 5 年 5 月29日（4月申請分）
令和 5 年 10月18日（8月申請分）
令和 6 年 1 月29日（12月申請分）
(2) 支払方法 完了払
(3) 補助金額確定日 令和 6 年 3 月14日（4月申請分）
令和 6 年 2 月 7 日（8月申請分）
令和 6 年 3 月29日（12月申請分）

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	返還金額	補助金確定額
令和 6 年 3 月 7 日	1,138,000	0	1,138,000
令和 6 年 4 月 12 日	400,000	0	400,000
令和 6 年 4 月 26 日	254,000	0	254,000
合 計	1,792,000	0	1,792,000

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
高 知 市 補 助 金	1,792,000	伐 採 費	5,230,000
そ の 他 の 収 入	3,438,000		
合 計	5,230,000		5,230,000

5 補助金の使途について

補助対象経費は、高知市森林組合が行う住民生活に被害を与えるおそれのある立竹木の伐採・除去等に係る事業に要する経費のうち、危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費であるが、危険木を有価物として処分する場合は、その売却金額を控除した額となる。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象事業以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

農林水産部鏡地域振興課における補助金交付事務について

補助金に係る一連の書類を調査したところ、次のとおり改善等を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されるよう望むものである。

公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、補助金交付事務については、補助金等の交付に関する条例等に基づき、より適正な事務執行となるよう留意されたい。

(1) 交付申請及び実績報告の審査を適正にしていないもの

交付申請及び実績報告の審査について、適正にしていない事態が見受けられた。

本件危険木伐採除去事業費補助金の交付申請書の様式において、添付書類として「施業図」や「危険木の状況が分かる資料等」を添付することとなっているが、実際に交付申請書とともに提出された添付書類を確認したところ、伐採箇所の写真や住宅地図に手書きで伐採箇所を示した地図は添付されていたものの、危険木として伐採する面積や伐採本数、危険木と被害想定住宅との位置関係が明確に確認できる書類とはなっていなかった。

また、実績報告書の添付書類について確認したところ、補助対象外の住宅の写真が添付されていたり、事業の実施日が不明となっていたりしたが、所管課では、交付申請書や実績報告書の提出時に不明な部分は口頭確認しており、口頭確認できないものについては現地調査を行い確認しているとのことであった。

しかし、補助金の交付は、「申請主義」、「書面主義」とされ、補助金等の交付に関する条例等によれば、交付申請に当たっては、補助事業等の内容、補助事業等に要する経費、補助申請額等所要の事項を記載した交付申請書に交付要綱等が定める書類を添えて提出しなければならないとされ、実績報告に当たっては、補助事業等の成果を記載した実績報告書に交付要綱等が定める書類を添えて報告しなければならないとされている。

補助金の交付申請の審査は、上記申請内容が交付要綱の交付目的等に合致しているかを決定するものであり、補助金の実績報告の審査は、補助事業の成果が補助金の交付決定等の内容に適合しているかを確認するものであることから、いずれも適正に行わなければならない。

また、本件補助金交付要綱第4条によれば、補助金の交付決定前に伐採を実施した場合、補助対象経費としないとされていることから、実績報告書等には事業実施日を記載させ確認を行う必要がある。

補助金の交付申請及び実績報告の審査については、同交付要綱等に基づき適正に行われたい。

(2) 交付要綱に定める事務手続を適正に行っていないもの

補助金の交付決定の変更に当たり、交付要綱に定める事務手続を適正に行っていない事態が見受けられた。

所管課は、本件補助金の交付を決定し、補助対象者に対して交付決定通知書（令和5年9月1日付け5高知市指令鏡振第23号）により通知していたが、その後、補助対象者から事業内容の変更の相談を受けたことから、上記交付決定に係る起案文書を廃案し、改めて補助対象者に対して交付決定通知書（令和5年10月18日付け5高知市指令鏡振第26号）により通知している。

本件補助金交付要綱第9条によれば、補助対象者は、補助事業の交付決定を受けた事業について、事業内容等の変更等をしようとする場合には、あらかじめ補助事業変更等承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならないとされている。

したがって、本件補助金の交付決定の変更に当たっては、指令済みの交付決定の起案を廃案するのではなく、上記補助事業変更等承認申請書を提出させ、変更理由、内容等を確認した上で、改めて補助事業変更等承認通知書により通知する手続を行わなければならない。

交付決定の変更に係る事務手続については、同交付要綱に基づき適正に行われたい。

出資団体

公益財団法人 高知市都市整備公社

1 法人の概要について

(1) 設立年月日

平成6年3月30日（平成24年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）

(2) 設立の目的

当法人は、都市施設の整備、保全及び運営並びに緑化推進及びまちづくりに関する事業を行い、高知市民の福祉の向上と地域振興に寄与することを目的としている。

(3) 事業の概要

当法人の定款第4条に定められた事業は、次のとおりである。

- ア 高知市内都市公園及び街路樹の管理
- イ わんぱくこうちの管理運営
- ウ 花を中心にしたまちの緑化推進
- エ 高知市の中心市街地活性化に資する事業
- オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 出捐金について

当法人における出捐金は1,000万円であり、全額を高知市が出捐しているものである。（令和6年3月31日現在）

上記出捐金は、当法人において、定款第5条の規定に基づき全額基本財産とされており、定期預金として管理されている。

また、出捐証は、会計管理者において保管されている。

3 決算状況について

令和5年度の決算状況は、経常収益6億3,331万円に対し、経常費用6億3,731万円で、経常収支は399万円の赤字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は399万円の減額となっている。また、指定正味財産から一般正味財産への振替により、当期の指定正味財産は60万円の減額となっている。

正味財産期首残高7,371万円に、当期正味財産増減額を加えた、正味財産期末残高は6,910万円となっている。

4 事業の実施状況について

当法人は、公益目的事業として、都市施設管理事業（公園管理等事業）、緑化推進事業、わんぱくこうち事業、高知市の中心市街地活性化に資する事業（新京橋プラザ貸出事業）を行っている。

なお、指定管理者として管理運営を行っているわんぱくこうちの令和5年度の来園者数は、215,500人（対前年度比較3,500人減）、総収入額は5,438万円（対前年度比較89万円減）となっている。

5 監査の結果

当法人に係る出納その他の事務の執行について調査したところ、次のとおり改善等を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

(1) 謝金に係る所得税等の源泉徴収をしていないもの

わんぱーくこうちまつりにおけるバンド演奏の謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしていない事態が見受けられた。

本件謝金は所得税法第 204 条第 1 項第 5 号に該当し、同規定に基づき源泉徴収を行う必要があるものと認められる。

所得税等の源泉徴収については、同法等に基づき適正に行われたい。

(2) 検査調書を作成していないもの

公園の清掃業務や街路樹及び公園等樹木維持業務の委託契約について、契約金額が 50 万円を超えているにもかかわらず、検査調書を作成していない事態が多数見受けられた。

当法人の会計規程第 46 条第 3 項によれば、「契約事務の処理については、高知市の例による」とされており、市の契約規則第 53 条第 1 項によれば、同条第 2 項に定める場合を除き、給付内容等に係る検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならないとされている。

検査の実施に当たっては、会計規程等に基づき検査調書を作成されたい。

(3) 再委託の承諾に関する手続を適正にしていないもの

街路樹及び公園等樹木維持業務の委託契約について、再委託の承諾に関する手続を適正にしていない事態が見受けられた。

本件契約書第 8 条によれば、再委託をする場合はあらかじめ書面により承諾を得ることとされている。

再委託については、承諾に関する手続を適正に行われたい。

ア 受託者から再委託承諾申請書を徴収していないもの（2 件）

イ 受託者から再委託承諾申請書を受理しているにもかかわらず、承諾に係る意思決定の文書を作成しておらず、受託者へ承諾書を交付していないもの（13 件）

指定管理者

公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター

1 指定管理の概要について

(1) 施設名

高知市勤労者交流館

(2) 所管課

商工観光部 産業政策課

(3) 指定管理期間・指名公募の別

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年）・公募

(4) 施設の設置目的

中小企業に雇用される勤労者等の勤労意欲及び技能の向上並びに文化・教養及び福祉の充実に
を図ることを目的としている。

(5) 業務内容

ア 施設の利用に関すること

イ 施設及び設備の維持管理に関すること

ウ 交流館事業に関すること

(6) 施設の内容

特別会議室，会議室，第 1 研修室，第 2 研修室，第 1 和室，第 2 和室，体育室，事務室 2 室，
喫茶室

2 施設の利用状況

	令和 4 年度	令和 5 年度
開 館 日 数 （ 日 ）	292	293
利 用 者 数 （ 人 ）	20,968	18,961

3 指定管理に係る収支状況

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
収入		
指 定 管 理 料	11,189	12,672
利 用 料 金 収 入	4,465	3,653
事 業 収 入	2,443	2,407
そ の 他 収 入	414	668
収 入 計 (A)	18,511	19,400
支出		
人 件 費	7,497	8,287
光 熱 水 費	2,672	2,333
保 険 料	189	175
委 託 料	3,455	3,400
修 繕 費	669	887
事 業 費	1,755	1,575
消費税及び地方消費税	829	881
そ の 他 の 公 課 費	2	1
事 業 所 税	0	0
そ の 他 支 出	1,843	1,645
支 出 計 (B)	18,911	19,184
事業収支 (A) - (B)	△400	216

4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に実施されているものと認められた。

商工観光部産業政策課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、指定管理事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。